

# 野洲市資料提供

提供年月日	平成30年10月29日
担当部課	野洲市環境経済部商工観光課
担当者	遠藤・重田
連絡先電話番号	077-587-6008

「工場立地法に係る緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針（案）」についてのパブリックコメントの結果について

## 1 閲覧及び意見募集期間

平成30年8月24日（金）～平成30年9月14日（金） 17日間

## 2 閲覧場所

市役所商工観光課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、市民活動支援センター、各学区コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※野洲市ホームページでも閲覧可能

## 3 意見提出件数

8件（6名）

## 4 意見の内容及び市の考え方

意見	市の考え方
<b>【Ⅰ】</b> 企業の設備投資がしやすくなるのであれば賛成です。既存企業の流出防止、新規企業の進出促進のため、一定の緩和策は必要と考えます。	<b>【Ⅰ～Ⅴ】</b> 市内の産業活性化とともに、周辺環境に配慮した緑地形成が図れるよう努めてまいります。
<b>【Ⅱ】</b> 緑地率の見直しについて、野洲市の主旨に賛成します。但し、一定の緑視率は維持していただける必要があると思います。	
<b>【Ⅲ】</b> 地域開発と緑化のバランスを考慮するのが今回の条例改定にあると思います。幸い野洲は緑に囲まれており、改定されても十分ではないかと考えます。	
<b>【Ⅳ】</b> 滋賀県の大津市や守山市は、既に緑化率が低いと聞いています。野洲市がより発展していくためには、この条例の改正が必要と考えます。	
<b>【Ⅴ】</b> 今回の緑地面積率等の見直しは、工場の増築に繋がるものですね。生産量が増え、購買量増・税収増が見込まれる施策と思います。是非とも実現していただきたい。	

意 見	市の考え方
<p><b>【VI-①】</b></p> <p>滋賀県内で既に準則にて緑地率を緩和している、大津市、守山市、甲賀市、をみると第三種工業地は10%であるが、第二種準工業地は15%となっている。野洲市での見直しの背景に緑地率制限で、既存企業の市外への流失懸念があると記載されていますが、他市町村と同じ緑地率であれば、敢えて、遠方の他市町村に新しい敷地を探さず、まずは近くの野洲市で候補地を検討されると考えられ、10%まで緩和する必然性はあるのか疑問に思います。工場立地法対象の工場はかなりの大きさであり、その緑地は、市内の緑地をより多く確保する観点では高く貢献しており、「水と緑・安心の野洲」をテーマにまちづくりを進めている野洲市としては、可能な限り確保しておくように導くのが望ましいのではないのでしょうか？</p>	<p><b>【VI-①】</b></p> <p>緑地面積率等の見直しによる工場の増設等が行われても周辺環境に配慮した緑地配置とすることで、現在の工場周辺部の生活環境が保全されることから第2種・第3種・第4種区域の緑地面積率を10%以上としました。また、現在も一律20%以上であり設備投資や駐車場の確保等、公平性の観点から一律の設定としました。なお、「水と緑・安心の野洲」は、野洲市環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲」（愛称：えこっち・やす）の組織名称の一部で、当組織は野洲市環境基本計画の具現化に向けた活動をされている市民団体です。野洲市としましては、第2次環境基本計画に基づき、こうした活動を支援しつつ、これまで手薄であった、市民の皆さんが自由に憩い、活動いただける都市公園など公共空間を充実していこうと考えています。</p>
<p><b>【VI-②】</b></p> <p>工場が周辺の生活環境と調和するよう、隣接部分に高さ1.5m、枝葉場0.3m以上の中木、高木での緑地とありますが、これは植栽時に植える苗木の大きさで、成木では無いのでは？ 中高木とえば通常数メートルの高さがあり、枝幅もっと大きいのでは？このままでは周辺緑化を配慮することの実効性に懸念があります。</p>	<p><b>【VI-②】</b></p> <p>ご指摘の通り、植栽時の樹木の大きさを基準としており、植栽時に高さ1.5m以上、枝幅0.3m以上の樹木を植えることにより、成木になるとそれ以上の高さとなることから、周辺環境に配慮した緑化が図られると考えます。</p>
<p><b>【VI-③】</b></p> <p>生活環境を守り育てる条例では緑化の基準として植栽率が規定されていますが、例えば9000㎡以上の事業所は植栽率15%となっています。植栽率は工場立地法の緑化率とは異なり、中高木などの樹冠面積も配慮しており、若干こととなりますが、今回緑地率が10%に緩和されると、工業地では、この植栽率を下回る可能性が考えられます。条例には、工場立地法に規定する特定工場は対象から外されていますが、それは緑化率が現行20%であるためだと思います。大規模な工場は少なくとも、この生活環境を守る条例の最低条件は満たすように、条例なり、準則に明記されたがよいのではないかと思います。</p>	<p><b>【VI-③】</b></p> <p>生活環境を守り育てる条例は努力規定ですが、今回の工場立地法準則条例の制定に併せて植栽率を下げる見直しを予定しています。これにより工場立地法準則条例の緑地面積率と生活環境を守り育てる条例の植栽率を整合させた基準として運用します。なお、市における緑地の保全及び推進については、平成32年度を目途に緑の基本計画を策定し、市民が自由に憩える都市公園などの充実に向けた計画策定を進めていくとともに、生活環境を守り育てる条例に定める緑化施策の継続の必要性も含めて検討します。</p>

「工場立地法に係る緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針（案）」について皆さんから意見を募集します

## 1. 工場立地法の概要

### ○目的

工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的に、一定規模以上の工場が設置すべき緑地等について規定しています。

### ○対象工場

業種：製造業及び電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く。）

規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

※現在、野洲市内には32の対象工場が立地しています。

### ○敷地面積に対する緑地面積率等

緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
20%以上	25%以上	敷地面積×緑地面積率×25%以内

※平成23年の法改正により、工場立地法の権限が委譲され、地域の実情にあわせて都道府県または市が条例を制定することで緑地面積率等の見直しを行えるようになりました。

※法が施行された昭和49年6月28日に、設置済または工事中であった工場等については、一定の緩和措置が適用されます。

## 2. 緑地面積率等の見直しの背景

市内で操業する工場等は、経済の活性化や雇用の創出に貢献しており、投資意欲が活発ですが、迅速、柔軟な都市計画の変更が困難であることから、建て替えや増設等の事業用地確保が難しい状況となっており、既存企業の市外への流出が懸念されます。こうした状況を踏まえ、工場緑地の質的向上を図り、既存企業の工場敷地の有効利用、立地促進に向けた緑地面積率等の見直しを行います。

### 3. 緑地面積率等の見直し及び緑地整備のあり方に関する方針（案）

#### （1）緑地面積率等の見直し

現行では第1種区域（住居・商業）、第2種区域（準工業）、第3種区域（工業・工業専用）、第4種区域（市街化調整区域）において一律で緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上と工場立地法の準則による基準を適用していますが、下表「見直し後」のとおり、国が定める基準の範囲内で、工場の敷地面積に対する緑地面積率等を設定することで、工場敷地の有効活用が図れます。

	現行	見直し後			
	第1・2・3・4種区域	第1種区域 (住居・商業)	第2種区域 (準工業)	第3種区域 (工業・工業専用)	第4種区域 (市街化調整区域)
緑地面積率	20%以上	20%以上	10%以上	10%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	25%以上	15%以上	15%以上	15%以上
重複緑地の算入率	敷地面積× 緑地面積率 ×25%以内	敷地面積×緑地面積率×25%以内			

「住居・商業」・「準工業」等は、都市計画法で定められた用途地域名です。

#### （参考）国が定める基準の範囲（緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準）

区分	第1種区域 (住居・商業)	第2種区域 (準工業)	第3種区域 (工業・工業専用)	第4種区域 (市街化調整区域)
緑地面積率	20%～30%	10%～25%	5%～20%	5%～25%
環境施設面積率	25%～35%	15%～30%	10%～25%	10%～30%
重複緑地の算入率	敷地面積×緑地面積率×25%～50%以内			

## (2) 緑地整備のあり方

工場周辺の緑地は、周辺住民の生活環境との調和や良好な景観の形成などの機能を持ち、快適なまちづくりのために必要なものです。工場立地法では樹木、低木、芝その他の地被植物のいずれかにより緑地の整備を行うこととしており、具体的な規定がありませんが、本市としての工場緑地整備のあり方を以下のとおり定め、周辺環境に配慮した質の高い緑地形成を図ります。

### ア) 工場の周辺環境に配慮した緑化

工場周辺の緑地は、周辺地域の土地利用状況や生活環境に配慮した配置とし、特に、工場が周辺の生活環境との調和について、より一層配慮する必要がある住宅、教育施設、医療機関等が工場と隣接する場合は、高さ 1.5m 以上、枝幅 0.3 m 以上となる樹木（中木・高木）による樹林地（樹木による緑地）として重点的に整備することとします。

### イ) 緑視率の高い緑地の整備

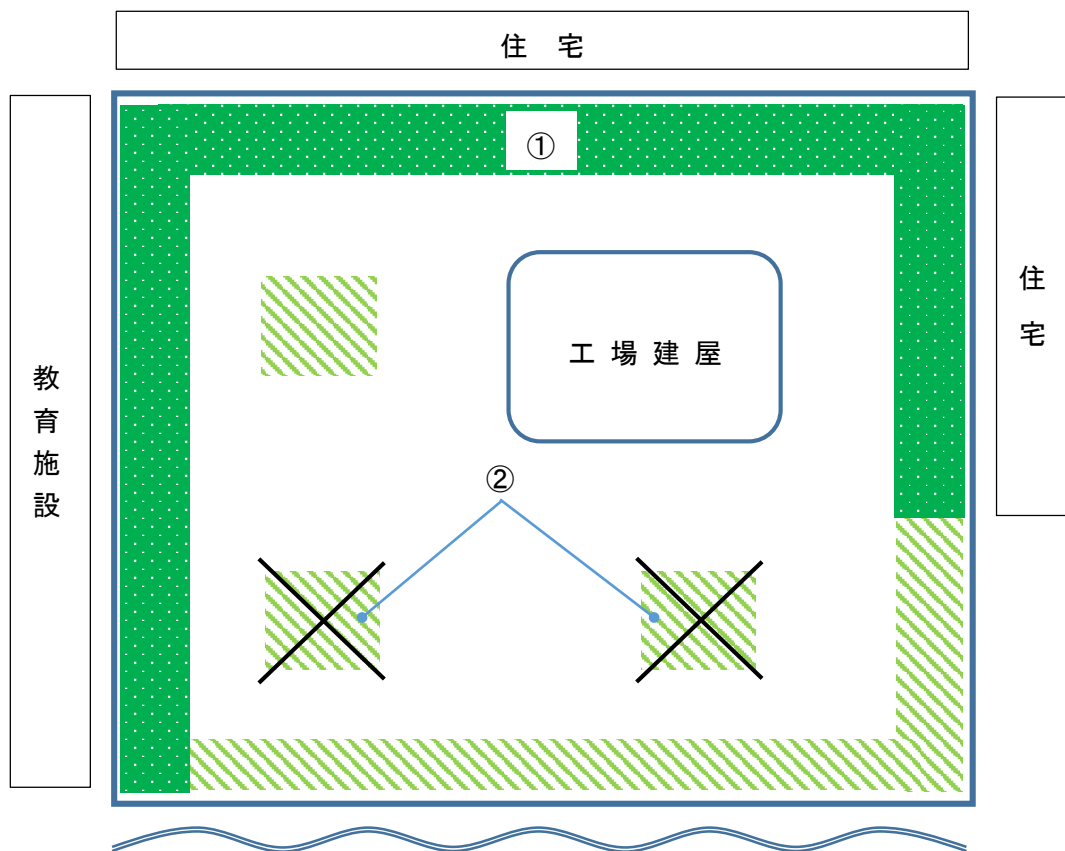
見える範囲の緑の量を示す「緑視率」が高い緑地の整備により、面的な緑地の確保と同時に量的な緑地の確保を図ります。


緑視率：景色の中に緑が見える量を示します。地面からの高さ 1.5m の視点で人間の視野に近い画角のレンズを使用したカメラを地面に対して平行に固定して撮影し、写真内の緑が見える量を計測します。


国土交通省の行った調査（※）では、緑視率が 25% 以上となると、「緑が多い」と感じる人の割合が高くなり、また、緑視率が高まるにつれ、「潤い感」、「安らぎ感」、「さわやかさ」などの心理的効果が向上する傾向が見られたという結果が出ています。

※～真夏日の不快感を緩和する都市の緑の景観・心理効果について～  
都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について（H17）

図1 緑地面積率等の見直し後の工場緑地（参考例）



 : 工場と住宅、教育施設、医療機関等が隣接する部分に配置される高さ1.5m以上、枝幅0.3m以上の中木、高木による緑地

 : 工場周辺および内部に配置される緑地（芝、低木以上）

- ・工場と住宅、教育施設、医療機関等が隣接する部分に配置される緑地は、中木や高木による樹林地として重点的に整備します。（図1中①）
- ・緑地面積率等の見直しにより、緑地が削減される場合は工場周辺部の緑地を維持した上で、工場内部に配置されている緑地を削減します。（図1中②）

以上のことから、緑地面積率等の見直しによる工場の増設等が行われても現在の工場周辺部の生活環境は保全されます。

※主な用語の定義

○緑地

- ・樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

○環境施設

- ・緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 緑地以外の環境施設：池、グラウンド、太陽光発電施設等

○緑地面積率

工場の敷地面積に対する緑地面積の割合

○環境施設面積率

工場の敷地面積に対する環境施設面積の割合

○重複緑地

屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化（緑化ブロック）等

○重複緑地算入率

緑地面積に算入できる重複緑地面積の割合

例) 工場の敷地面積 10,000 m<sup>2</sup>、緑地面積率 10%以上、重複緑地算入率 25%の場合  
(敷地面積) 10,000 m<sup>2</sup> × (緑地面積率) 10% × (重複緑地算入率) 25%  
= 250 m<sup>2</sup>

250 m<sup>2</sup>まで重複緑地として緑地面積に算入可能となります。